

質問要旨 私道について、道路幅員や排水などの条件を緩和して補修することはできないのか。また、道路陥没しているところについて、最低限の応急的な補修はできないのか。

答弁要旨

本市では、私道であっても、不特定多数の市民が安全に通行できる道路の条件として、①幅員が2.7m以上であることや、②雨水を流すことのできる排水機能があること、③私道の両端が公道に接続されていることなどの条件を満たしていれば、市道を補完する道路とみなして、その私道の土地所有者から申請を受けて、道路の補修を行っています。

これらの条件を満たさない私道については、公益性や安全性の観点から、現在のところ、市道を補完する道路とはみなせないため、道路の補修を行うことはできません。

しかしながら、議員のご指摘のような、道路陥没などの緊急性の高い箇所については、土地所有者の承諾を得たうえで、砂利や簡易アスファルトなどの最低限の応急的な措置を市として行っているところであります。

以 上

質問要旨 建築基準法によりセットバックした部分について、どのような条件であれば寄付を受けるのか。また、それらの条件は、多くの住民の要望に込えているのか。

答弁要旨

建築基準法第42条第2項に規定される、いわゆる2項道路には、市が管理する道路と民間が管理する道路があります。

セットバックした部分については、市の道路に接している場合は、一体的に管理ができるため、舗装や排水設備が完備しているなど、新たに道路としての整備を必要としないものについては、所有者に分筆の作業もしていただいたうえで、寄付を受け付けているところであります。

しかし、市の道路に接していない場合は、市の道路と一体的に管理ができないため、寄付を受けるには、寄付をしていただく時点で、公道から公道につながるように、一区画全ての土地所有者の寄付が必要であり、部分的な寄付を受け付けていない状況にあります。

(次ページへ続く)

こうしたことから、現在の寄付要件では、すべての住民要望に応えることは難しいと考えており、寄付要件を満たさない部分的な寄付については、今後の検討課題であると認識しています。

以 上

(梅山教育次長答弁)

松岡議員 1003

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 市内小学校における学校開放事業に基本的な運営要項は定められているのか。

答弁要旨

学校開放事業につきましては、「尼崎市立学校のスポーツ施設の使用に関する規則」及び開放業務委託の受託者である学校開放運営委員会またはシルバー人材センターへの業務仕様書に基づき、運営を行っているところでございます。

以 上

(梅山教育次長答弁)

松岡議員 1004

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 運営要項がないのであれば市民の皆様がど
この小学校の学校開放でも同じルールで平等に利用
できるように要項を定めるべきだと思うが、どうか。

答弁要旨

先ほどご答弁いたしましたとおり、小学校における学
校開放につきましては、規則や業務仕様書に基づき、運
営がなされておりますが、今後も引き続き、市民が適切
に施設を利用できるよう、調整してまいります。

以 上

(梅山教育次長答弁)

松岡議員 1005

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 今後の学校開放の運営は、地域の学校開放運営委員会で運営する方が良いのか、シルバー人材センターに委託し運営する方が良いのか。

答弁要旨

学校開放運営委員会は、スポーツを通じて地域住民の触れ合いと交流を深めることを目的に設置されており、地域住民に対するスポーツ活動に関するプログラムの提供や地域運動会の開催など、学校開放業務だけでなく、地域住民のコミュニティづくりにも寄与していると考えております。

一方、学校開放運営委員会が設置されていない学校につきましては、シルバー人材センターに委託しているところであり、いずれの団体でも、優劣なく市民が利用しやすい運営に努めてまいりたいと考えております。

以 上

松岡議員 1006 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 尼崎市スポーツ振興事業団を非公募により
指定管理者としている理由は何か。

答弁要旨

尼崎市スポーツ振興事業団は、スポーツ分野の専門職集団として、昭和58年に市によって設立された公益財団法人であり、以降、記念公園及び社会体育施設の管理運営を一元的に行うとともに、広く市民を対象に多種多様なスポーツ教室を実施するなど、本市のスポーツ推進の実働部隊としての役割を果たしてきました。また、市と一体となった事業運営を行うことで、スポーツ行政の一翼を担い、市民の健康・体力づくりに大きく貢献してきました。

これらは、本市の指定管理者制度についての指針における非公募選定の要件に該当しますことから、当該施設の指定管理者として、非公募により選定しているものでございます。

以 上

(梅山教育次長答弁)

松岡議員 1007 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 公募せずに指定管理者とする場合、管理経費の妥当性はどのように判断しているのか。

答弁要旨

記念公園及び社会体育施設の管理運営にかかる経費につきましては、指定管理施設での現地調査も含め、業務の履行状況や経理状況等について調査するモニタリング評価を行うとともに、外郭団体としての財務状況や管理経費収支報告書なども確認しており、妥当であると考えております。

以 上

松岡議員 1008

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 市民サービス向上や経費縮減を図るためには公募を行い、指定管理者が最適かを判断する必要があると考えるが、どうか。

答弁要旨

指定管理者の選定にあたりましては、経費縮減をはじめ、市民サービスの向上と、より効果的・効率的な運営を図るため、民間事業者等から幅広く求めることが望ましいとされています。

一方、総務省通知では、利用者や住民からの評価等を踏まえ、同一事業者を指定している場合もあり、各自治体において施設の様態等に応じて選定を行うこととされております。

スポーツ振興事業団は、市と一体的あるいは市に代わって、市の施策を推進していく団体として位置付けられており、市のパートナーとして、政策目的に沿った取組の更なる連携強化を図ることとしておりますことから、これまでの実績や評価、設立経緯等を踏まえ、引き続き、当該事業団を非公募で選定してまいりたいと考えております。

(以 上)

質問要旨 尼崎市魚釣り公園が、利用料金制に変更されたのは、どのような理由なのか。市の財政に貢献できる施設ではないという事か。

答弁要旨

平成20年当時、本市の魚釣り施設については、毎年、約2千万円の赤字が生じていたことから、施設の老朽化や本市の財政状況などを総合的に検討した結果、今後も赤字を計上してまで魚釣り施設を運営する必要性は低いと判断し、廃止する方針を定めました。

しかしながら、当面の間は、利用料収入をもって管理費に充てるといった、収支均衡を原則とした利用料金制による運営を継続することを条件として平成 22 年度から指定管理制度を導入したものであります。

現在では、民間事業者による SNS による広報や、工夫による施設運営の結果、利用者が増加し、施設の利用料や駐車場収入をもって十分な運営ができております。

また、指定管理者より利益の一部を還元いただいております、平成 22 年度から令和2年度の間で約 2,360 万円の現金納付と約 2,340 万円相当の施設修繕を実施していただいております。

以 上

質問要旨 赤字路線に対する助成はいつ頃まで行う予定か。

答弁要旨

平成 28 年 3 月に市バスを阪神バス株式会社に移譲して以降、移譲路線のうち同社の経営努力をもってしても経常収支が赤字となる路線を対象に、予算の範囲内で補助金を交付していますが、現時点で明確に期限を定めて実施しているものではありません。

ご指摘の 80 番は、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、阪神バスにおいて更なる経営努力と効率的な運行が急務となっていたことから、本年 7 月末の路線見直しにより廃止されましたが、路線の新設等により代替性は一定確保されています。

本市といたしましては、こうしたバス事業者の経営努力を前提に、赤字路線に対する助成を行いながら、市民にとって必要なバス交通サービスを維持してまいりたいと考えております。

以 上

質問要旨 高齢化が進む中、現状の公共交通機関だけで十分と考えているか。

答弁要旨

本市は、主に東西方向を鉄道3社が走り、南北移動を補完する形で路線バス4社が定期運行しており、現時点では、市域の大部分を網羅する利便性の高い公共交通ネットワークが構築されているものと考えています。

今後、新型コロナウイルス感染症^{や更なる少子高齢化}の影響等による社会構造や利用者ニーズの変化も見据える中で、市民生活を支える持続可能な公共交通ネットワークの確保、更には将来的な本市の交通体系についても、今後検討する必要があると考えています。

以 上

松岡議員 2003 作成部局 選挙管理委員会 No.1

質問要旨

郵便等による不在者投票や指定病院等における不在者投票の対象者数や投票率を、選挙ごとに把握しているか。

答弁要旨

郵便等による不在者投票の対象者数などは、選挙ごとに把握しておりますが、指定病院等における不在者投票の対象者数などは把握しておりません。

その理由といたしましては、指定病院等に住所を移していない選挙人もいらっしゃいますので、選挙管理委員会で対象者数を把握することができないためでございます。

以 上

質問要旨

指定病院等における不在者投票の対象者が、投票を希望した場合、権利を行使できているか。

答弁要旨

指定病院等における不在者投票につきましては、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等でのみ行えるため、勿論、希望された選挙人につきましては、投票ができているものと考えております。

ただし、指定されていない病院などに入院などされている選挙人につきましては、期日前投票所や当日の投票所に行けない場合、投票できない可能性がございます。

以 上

質問要旨

高等学校に、バスを利用した移動期日前投票所を設けることについての考えは。

答弁要旨

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた平成28年度に、生徒が身近に投票ができる環境をつくり、政治・選挙への意識を向上させる必要があると考えたため、市内の高等学校に期日前投票所を設けるがどうか、検討をさせていただきました。

しかし、実施に至らなかった理由といたしましては、選挙によれば、高校3年生のうち18歳の誕生日を迎えていない生徒も多数いることや、本市の選挙人名簿に登録されている必要があるため、投票できる者が限られてくるためでございます。

以 上

松岡議員 2006 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 教員が欠員となっている理由で、一番多いものは何か。

答弁要旨

各学校への教員の配置につきましては、まず次年度の児童数、学級数から各学校における教員の必要人数を見込んだ後、正規教諭、新規採用教諭、再任用教諭の配置を決定しております。

その配置において、教員が実際に勤務できない場合に臨時講師を任用することとしており、その理由といたしましては、正規教諭が産前産後休暇や育児休暇等を取得することによる補充が最も多くなっております。

以 上

松岡議員 2007 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 臨時講師の次年度の任用について本人に知らせる時期はいつか。

答弁要旨

さきほど、ご答弁いたしましたように、臨時講師は、育児休暇等の取得により、教員が実際に勤務できない場合に任用することとしております。

そのため、次年度の正規教諭の必要数を概ね確定させる作業と臨時講師の意向確認を含め、年度末にかけて行っており、3月下旬の正規教諭の内示以降、任用の可否等を速やかに知らせるよう努めているところです。

なお、次年度の任用の可能性が低い臨時講師については、少しでも早い時期に他市への講師登録等を勧めるようにしております。

以 上

松岡議員 2008 作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 子どもの見守り活動において、活動保険に加入しておらず、それを希望する方がいる場合には、市の負担により加入することを検討してもらえないか。

答弁要旨

ご指摘の見守り活動については、地域の皆さまのご厚意により活動いただいているものであり、教育委員会としても大いに感謝しているところです。

教育委員会としましては、活動保険に加入しておらず希望する方々への公費による保険加入を含め、より安心して見守り活動をしていただける方策について、現在検討しているところでございます。

以 上